

(案)

松戸市立寒風台小学校 P T A 設置規約

第1章 総則

(名称及び位置)

第1条 本会は、「松戸市立寒風台小学校 P T A」と称し、事務所を松戸市立寒風台小学校（以下、「寒風台小学校」という。）に置く。

2 事務所の所在地等を以下の通り示す。

〒270-2241

千葉県松戸市松戸新田 316-25

松戸市立寒風台小学校

047-363-1048

(目的)

第2条 本会は、寒風台小学校児童（以下、「児童」という。）の家庭、学校及び地域における健全な成長の増進を図ることを目的とする。

(会員)

第3条 本会は、その入会資格を児童の保護者並びに寒風台小学校の教職員であることとし、入会資格を満たす者のうち本会への入会について同意した者をもってその会員とする。また、会員は、第2条に掲げる本会の目的を達成するため、会員相互の理解と連携を深めるとともに、寒風台小学校に協力し、教育的福祉の増進を図る。

2 児童の保護者の入会については、兄弟姉妹からなる複数の児童が本校に在籍する場合、その最高年齢の児童の保護者として入会するものとする。

2 本会への入会に係る同意確認は、児童の保護者においては、児童の入学、転入又は編入等に際して実施し、寒風台小学校の教職員においては、当該教職員の赴任又は採用等に際して実施する。

3 本会への入会又は本会からの退会は、同一年度中においては、その一方についてのみ、かつ、一度限りその選択を行うことができる。

4 前項の規定にかかわらず、会員は、第1項に規定する入会資格を満たさなくなった場合は、特段の手続きなしに本会を退会したものとみなす。

5 第2条に掲げる目的の達成に関して著しく不適切な言動等を行った会員に対しては、役員会での議決をもって当該会員を除名することができる。なお、この場合における本会の退会手続きについては、第4項の規定を準用する。

第2章 事業計画

(事業計画)

第4条 本会は、第2条に掲げる目的の達成に向けた事業活動を遂行するため、毎年度、事業計画を策定する。

2 前項の事業計画は、毎年度、事業活動に必要な予算とともに、その案を役員会が作成して総会に付議するとともに、総会の議決をもって成立する。

3 成立した事業計画に基づく事業活動の結果については、翌年度、事業報告及び決算の案を役員会が作成して総会に付議するとともに、総会の認定をもって完了する。

4 事業活動のうち、卒業対策委員会や周年行事対策委員会等の特別委員会又はこれらに類する活動に係る事業計画については、その都度、当該活動の実施主体となる特別委員会等が当該活動に必要な予算とともにその案を作成し、役員会の議決をもって成立する。

5 前項の事業計画に基づく事業活動の結果については、事業活動終了後速やかに、事業報告及び決算の案を当該活動主体が作成して役員会に付議するとともに、役員会の認定をもって完了する。

第3章 組織と機関

(組織)

第5条 本会に次の各号に掲げる機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 特別委員会

2 前項の機関の円滑な運営を図るため、事務局を置く。

(総会)

第6条 総会は、原則として年1回会長が招集する。ただし、役員会の要求があったとき、または会長が必要と認める時は、これを臨時に開くことができる。

2 総会は全会員をもってこれを構成するものとし、会議は第3条第1項に掲げる会員の3分の1以上の出席又は委任をもって成立するものとする。

3 総会の開催方法は、対面又は書面によるものとし、会長が議長を務める。

4 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 規約を定めること又は改廃すること
- (2) 役員を定めること
- (3) 事業計画を定めること
- (4) 予算を定めること

(5) 事業報告を認定すること

(6) 決算を認定すること

(7) その他、第2条に掲げる目的の達成のために必要な基本的事項

5 総会の議決は、出席者の過半数で決定し、可否同数のときは議長がこれを決定する。

(役員会)

第7条 役員会は、会長が招集する。

2 役員会は、会長、副会長、書記、会計、会計監査、事務局長をもって構成するものとし、会議は構成員のうち過半数の出席又は委任を持って成立するものとする。

3 役員会の開催方法は、対面又は書面によるものとし、会長が議長を務める。

4 役員会は、次の事項について議決する。

(1) 総会で委任された事項

(2) 規約に基づき、かつ、これを補う規程及び基準等を定めること又は改廃すること

(3) 特別委員会に関すること

(4) 補正予算の承認

(5) 補欠役員の選出

(6) 緊急に解決しなければならない事項の決議と執行

5 役員会の議決は、出席者の過半数で決定し、可否同数のときは議長がこれを決定する。

(特別委員会)

第8条 特別委員会は、第2条に掲げる目的の達成に関して会長が特に必要と認めた場合、役員会の承認を得て臨時に設置することができる。

2 特別委員会は、第3条第1項に掲げる会員のうち児童の保護者を委員として構成するものとする。また、当該委員のうちから委員長を互選し、委員長の指名により副委員長、書記、会計等を選出する。なお、会議は委員のうち、過半数の出席又は委任を持って成立するものとする。

3 特別委員会は、委員長が招集する。委員長は、特別委員会の招集に当たっては、その都度、議事について予め役員会に書面により提出するとともに、役員会の承認を得て実施するものとする。また、委員長は、会議の結果及び議事録について、会議終了後速やかに役員会に書面により報告する。

4 特別委員会の開催方法は対面又は書面によるものとし、委員長が議長を務める。

5 特別委員会は、次の事項について議決する。

(1) 役員会で委任された事項

(2) 役員会への提案事項等の決議と執行

6 特別委員会の議決は、出席者の過半数で決定し、可否同数のときは議長がこれを決定する。

第4章 役員

(役員を選出)

第9条 本会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1ないし2名
- (3) 書記 1ないし2名
- (4) 会計 1ないし2名 ただし、会計が1名の場合は、会長がこれを兼務する。
- (5) 会計監査 2名
- (6) 事務局長 1名

2 前項第1号から第5号に掲げる役員については児童の保護者である会員から、同項第6号に掲げる役員については寒風台小学校の教職員である会員から、それぞれ選出するものとする。

3 第1項第1号から第5号に掲げる役員は、指名委員会の推薦を経て総会の承認により決定する。

4 指名委員会は、本部役員のうちから構成する。

5 第1項第6号に掲げる役員は、学校長が選任する。

(役員の仕事)

第10条 役員は、次の各号に掲げる役割を担当する。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長の不在時にあつては会務を代理する。また、特別委員会の活動を管理する。
- (3) 書記は、本会の記録、通信、連絡などの事務を担当する。
- (4) 会計は、本会の経理に係る事務を担当する。また、特別委員会の経理を管理する。
- (5) 事務局長は、本会運営上必要な事務を担当する。
- (6) 会計監査は、本会の会計について監査する。

(役員の任期)

第11条 役員の任期は、1カ年とする。ただし、再任を妨げないが、通算任期を3カ年までとし、原則としてそれ以上の再任はできない。

2 前項の規定にかかわらず、後任者が選任されていない場合に限り任期の末日後、後任者が選出されるまでその任期を伸長する。なお、この場合、役員会において会務の担当を整理し、会長を含む最小限の役員において任期の伸長をする。

3 役員の本任期間中において、会員資格の喪失、辞職等の事由により役員に欠員が生じた

場合は、その残任期に限り補欠役員を選出することができる。また、この際、指名委員会の設置及び推薦は必要としない。

第5章 会計

(会費)

第12条 本会の会費は、1会員につき月額100円とし、年額1,200円とする。

2 前項の規定にかかわらず、特別委員会の活動又はその他これに類する活動のため特別会計の必要が生じた際は、その都度、当該事業計画及び当該予算の成立を経て、特別会費を設けることができる。

(事業活動経費)

第13条 本会の事業活動に要する経費は、総会における事業計画及び予算の成立を経て、会費及びその他の収入をもって充てる。

2 前条第2項に規定する活動に要する経費は、役員会における事業計画及び予算の成立を経て、特別会費及びその他の収入をもって充てる。

(会費の徴収)

第14条 本会の会費は、総会での事業計画及び予算の承認後、会員から1度に年額を徴収する。

2 年度途中での入会となった場合の会費の取り扱いについては、入会した日を含む月齢を初月と数え、初月を含む年度内の残月数に係る月額を徴収する。

3 年度途中での退会となった場合の会費の取り扱いについては、退会した日を含む月齢を初月と数え、初月を含む年度内の残月数に係る月額を返戻する。

4 前条第2項に規定する特別会費の徴収は、当該特別会計に係る事業計画によるものとする。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附則

第1条 学校長は、本会のすべての会議に参加して意見を述べることができる。

第2条 学校長が認めたときは、役員会での議決を経て、本規約に反しない限り規程・基準等を設けることができる。

第3条 本会に次の諸帳簿を備える。

- (1) 役員名簿
- (2) 会計簿
- (3) 記録簿
- (4) その他必要な帳簿

第4条 本規約は、令和 年 月 日より施行する。なお、本規約の施行をもって、従前の「松戸市立寒風台小学校 PTA 会則（昭和47年9月9日実施）」は廃止する。